

ヨーロッパ統一生活時間調査（HETUS）の動向と
「社会生活基本調査」

北海学園大学経済学部 水野谷 武志

ヨーロッパ統一生活時間調査(HETUS)の動向と 「社会生活基本調査」

北海学園大学経済学部 水野谷武志

1. はじめに

生活時間統計の国際的な動向において最近の EU の取り組みが注目されている¹。EU 統計局 (Eurostat) が中心となって、ヨーロッパ諸国における統一した生活時間調査 (Harmonised European Time Use Survey: HETUS) の実現をめざしたプロジェクトが 1990 年代から発足し、その成果が 1990 年後半から、特に 2000 年代に入ると続々と公表されているからである。この動向は、「社会生活基本調査」(以下「社会調」)を所管する総務省統計局においても把握され、2001 年実施の「社会調」では EU の動向を受けて新たな調査方法が導入され、2006 年「社会調」でも新しい集計項目が追加された。その後、EU 統計局は、2000 年に発行した HETUS ガイドラインの改訂版を 2009 年初頭に公表した。2000 年版ガイドラインと比べると改訂版ではいくつかの変更点や新たに追加された内容があり、それは EU において 2000 年以降に議論が重ねられ、準備が進められた成果である。

HETUS の最新動向を把握することは、学術研究者をはじめとする統計利用者が国際的な研究をさらに発展させるために、また統計作成者である総務省統計局が国際的に連携した形でより良い統計を作成し提供するために大いに役立つと思われる。しかし、このガイドラインの内容や背景が日本において十分に認識されているとは言えない。そこで本稿では、HETUS ガイドラインについて紹介した上で、これまでの「社会調」において HETUS の動向がどのように取り入れられたのかを明らかにし、今後の「社会調」あるいは生活時間研究に向けて最新の HETUS 動向から参考にするべき点について考えてみたい。

2. HETUS ガイドラインの背景とその成果

ヨーロッパでは早くから生活時間調査を実施してきた国もあったが、一部の国にとどまっており、また必ずしも国際比較を念頭に実施されてきたわけではなかった。社会経済のグローバル化が本格化し始める 1990 年代に入り、生活時間統計の有用性が広く認識され始めるようになると、比較可能な統計へのニーズが強まった。これを受けて、ヨーロッパ諸国の生活時間調査の統一・調整をめざすプロジェクト、すなわち HETUS が Eurostat の主導により 1992 年に起ちあがった。

その後、周到な企画と準備を経て、EU 加盟 9 ヶ国と東ヨーロッパ 9 カ国において試験調査が 1996-7 年に実施され、1997 年秋にこの試験調査の評価作業の報告書が提出される。この試験調査によって、国際比較の妥当性が確認され、さらに Eurostat が HETUS の方法論的ガイドラインの

¹ EU 以外の国際的な動向については、水野谷 (2005, 2009) を参照。

作成を担当することになった。こうして 2000 年に初めての HETUS ガイドラインが発表された (Eurostat 2000)。ガイドラインには、調査方法における勧告事項がまとめられた後に、付録として調査に必要な各種様式(調査票や生活行動分類リストなど)の例が掲載されている。

ガイドライン発行後あるいはそれを見越して、各国はこのガイドラインを自国の調査方法になるべく取り入れようとしており、HETUS がいよいよ広がりを見せ始めている。2003, 04 年にはガイドラインに近い形で調査を実施した数カ国の比較結果が HETUS の統計として初めて発表された (Eurostat 2003a, 2004)。そこではガイドラインにもとづいた統一の行動分類別の生活時間統計が主要な属性別に掲載されている。特に Eurostat (2003a) では 11 のライフサイクル別統計を提供している点で注目に値する。このライフサイクル別集計の必要性はガイドラインで盛り込まれた点で、それが実行されたことを意味する。ただし、Eurostat (2003a) では行動分類があまり細かくない等の難点をもっていた。その後、Eurostat (2005, 2006) が公表され、そこでは Eurostat (2004) に掲載した主要統計表のより詳細な各国データをエクセル形式でダウンロードできる URL が紹介されている。指定された URL (EU 内に組織された各種作業グループの情報共有サイト²の生活時間調査グループのページ) に訪れると、Eurostat (2003a, 2004) に掲載されている集計表よりも豊富な属性とより詳細な行動分類別の各国生活時間統計がエクセル形式でダウンロードできる。

3. 2008 年版 HETUS ガイドラインの概要

上述したように、HETUS ガイドライン発行後に国際比較の成果が公表され、またガイドラインに準拠した調査を実施する国が多くなっていく中で、ガイドラインの改定が要請されるようになった (例えば Eurostat 2003b: 3, Eurostat 2009: Preface)。2005 年に Eurostat の生活時間調査作業グループが改定作業に着手し、Eurostat は 2008 年版と称して改訂版ガイドラインを 2009 年初頭に発行した。

2000 年に発行されたガイドライン (以下 2000 年版ガイドライン) と 2009 年版の目次を比べてみると、いくつかの項目変更はあるものの、構成には大きな変更はない。

ガイドラインの構成は、第 1 章で生活時間調査の統一方法について、その意義や注意点を簡単に述べた後に、第 2, 3 章で調査方法における統一事項が説明され、付録において調査票などが具体例とともに詳しく示される、という形をとる。2008 年版ガイドラインの総頁数 206 に対し、付録に 180 頁が費やされている。この構成と付録の重点的な頁配分は 2000 年版と同様である。以下では 2008 年版ガイドラインの主要部分である、第 2, 3 章の内容をいくらか詳しく紹介する。

第 2 章は「HETUS のための勧告」と題し、調査方法において統一すべき 9 つの事項を掲げ、各事項の中で推奨される方法が説明されている。

① 標本設計: 母集団は当該国の民間世帯に居住する 10 歳以上の世帯員とし、標本は世帯員全員とすべきとしている。

② 日記³の記入日: 平日 (月曜～金曜) 1 日と週末 (土曜か日曜) 1 日の計 2 日間を調査期間とし、

² Communication and Information Resource Center Administrator: CIRCA。 <http://circa.europa.eu/> を参照。

³ HETUS ガイドラインでは生活時間の記入方法として日記式 (diary format) を大前提としている。日記式とは、1 日の行動を数分刻みで自分の言葉で調査票に記入する方法で、記入された言

日記の記入日は標本世帯(あるいは個人)に対してランダムに設定され、さらに1年(1~12月=365日)をカバーするように設計されるべきとしている。

③調査様式:調査票として、個人や世帯の属性を明らかにするための個人票と世帯票、生活時間を記入する日記として、成人用と子供用の日記調査票、さらに週の労働時間スケジュールを明らかにする調査票が必要であると、それぞれの調査票の模範的な例がガイドラインの付録で示されている。日記調査票では、主行動を10分刻みで記入し、その際に「誰と」「どこで」「同時にした行動(いわゆる2次的行動)」に関する情報も記入すべきとしている。

④生活行動コード化リスト⁴:2000年版ガイドラインで採用されたコード化リストにおける大・中分類は基本的に継続しつつ、小分類をふくめいくつかの変更を加えた2008年版のコード化リストである。大分類10、中分類35、小分類はおおよそ100項目ある。各国に対して2008年版のコード化リストを利用することが推奨されている。

⑤聞き取り調査員:聞き取り調査員の採用及び訓練を重視すべきとし、訓練プログラムも例示している。また、調査票を調査対象者に渡す方法や実査の管理方法についてもアドバイスを与えている。

⑥データのコード化:コード化の作業要員の訓練方法や、コード化作業の監督方法を示している。また、各国においてコード化の索引を用意すべきとしている。

⑦追加変数:生活時間分析において重要となる4つの変数、すなわち居住地域、都市化の程度、同居するパートナーの属性、ライフサイクルを生活時間調査に含めるべきとしている。

⑧推定量:生活時間統計を作成する際に用いるべき推定方法について説明している。

⑨必要なメタ情報:生活時間統計を公表する際に一緒に公開すべきメタ情報について説明している。具体的には問い合わせ先、主な概念と定義、標本、調査様式、データの収集方法、データの品質、推定方法である。

以上の9つの事項のうち、2008年版ガイドラインで新たに入った項目(あるいは2000年版の項目をまとめて新しい名前を付けた項目)は、③の中の「週の労働時間スケジュール」、⑥データのコード化、⑦追加変数である。

次に第3章は「生活時間データベース」と題し、HETUSガイドラインに準拠して生活時間調査を2000年前後に実施したヨーロッパ15カ国(ベルギー、ブルガリア、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス)のデータとその利用方法について説明している。このデータベース(以下HETUSデータベース)は2000年版ガイドライン以後の新しい展開⁵であり、2008年版ガイドラインに加えられた。この章は、ガイドラインというよりも、HETUSデータベースの利用方法を広く周知し説明しようと

葉を調査実施者が行動分類コード表にもとづいてデータ化する方式(アフターコード方式)である。日本の「社会生活基本調査」が従来から採用しているプレコード方式(調査票に予め行動分類が示されていて、調査回答者はその中から自分の行動した分類を選び時間帯を記入する方式)とは対照的な方法である。

⁴ 2008年版ガイドラインの付録Vに2000年版とのコード化リスト対照表が掲載されている。

⁵ 2000年版ガイドラインの発行後、ガイドラインに準拠して作成された各国の統計をデータベース化し、利用者が集計表をカスタマイズできるウェブサイト構築する計画が立ち上がっており、その任の中心をスウェーデン統計局とフィンランド統計局が引き受けていた。そして2008年に入ってそのウェブサイトが試験的に利用可能となり、その利用方法が2008年版ガイドラインに第4章として掲載された。

しているようである。

HETUS データベースはウェブで公開(<https://www.testh2.scb.se/tus/tus/>)され、生活時間統計はもちろんのこと、収録国統計のメタ情報、生活時間統計利用の一般的な解説、HETUS による国際比較統計を利用した既存文献、HETUS 関連のリンク集などが提供されている。

生活時間統計については2つのレベルで提供されている。

1つは集計表(Pre-prepared tables)のレベルである。ここでは15カ国の(i)総平均時間、(ii)行為者率、(iii)時間帯別行為者率(図と表)の集計表を提供している。

2つめは、利用者が用意された変数の中から目的にあったものを選択して独自の集計表(以下カスタマイズ統計表とよぶ)を作成できるレベルである。カスタマイズ統計表を作成するには簡単な利用申請が必要となるが、申請すれば誰もが利用できる。生活時間の変数(substantive domains と呼ばれる)に関しては、(i)主行動(49分類)、(ii)2次行動(10分類)、(iii)場所・交通手段、(iv)一緒にいた人(8分類)の4つから選び(複数を選んで組み合わせることも可能)、この4つそれぞれについて3つの集計方法、すなわち(イ)総平均時間、(ロ)行為者率、(ハ)行為者平均時間を選ぶことができる。さらに個人やその個人が所属する世帯に関する属性変数が約180も用意されており、上記の生活時間変数と組み合わせて集計表を作ることができる。集計する際の変数の選択はウェブ上の画面を見ながら容易に進められ、最終的な集計表はHTMLやCSV形式の電子データで入手できる。

4. 「社会調」における HETUS 動向の取り入れ

総務省統計局は、「社会調」の国際比較可能性を向上させるために、1990年代からHETUSプロジェクトの動向を研究・把握してきた。そしてHETUSで採用されているアフターコード方式による日記式の調査方法の重要性を認識し、2001年の「社会調」において、全サンプル約7万7千世帯のうち、約7万3千世帯を従来型のプレコード方式(20行動分類、「調査票A」とよぶ)、残りの約3600世帯をアフターコード方式(62行動分類、「調査票B」)で調査するという新たな方法を導入した。「調査票B」の62分類は、Eurostatの生活時間作業グループで議論されていたHETUSの行動分類表を参考にしつつ、「調査票A」の20分類とも整合するように作成された。

さらに2006年の「社会調」では、2000年版ガイドラインやHETUSによる国際比較統計(Eurostat 2003a, 2004)を参考にして、「調査票B」の行動分類を改善させて、例えば、Eurostat(2003a)の国際比較表で採用されている行動分類(13の大分類)との対応関係を明確化させたり⁶、ライフステージ別の集計項目を追加させたりしている^{7,8}。「社会調」ウェブサイトの2006年調査における「結果の

⁶ 「社会調」の新しい行動分類については、Eurostat(2003)で採用されている13の大分類との対照表が2006年「社会調」の「用語の解説(調査票B関係)」に掲載

(<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2006/pdf/kaisetub.pdf>, 2010年1月アクセス)されている。

⁷ 「調査票B」における行動分類の変更および集計項目の追加などの経過については、2006年「社会調」の実施計画案に見ることが出来る。例えば2005年10月14日に開催された第630回統計審議会(諮問第304号「平成18年に実施される社会生活基本調査の計画について」)の議事録および配付資料を参照。また、2006年「社会調」(「調査票A」と「調査票B」のそれぞれ)に追加あるいは充実された集計項目については、太田(2006)の解説が参考になる。

⁸ 「調査票B」の行動分類の他の改善として、大分類に無償労働を入れたことがあげられる。こ

概要」では HETUS との比較表が 4 つ提供されている⁹。これは国際比較統計の提供という点で「社会調」の大きな前進であり、国際比較研究に貢献するものである。しかし HETUS の結果は Eurostat (2004) の集計表に依拠しており、生活行動は 10 分類にとどまっている。

5. さいごに

2006 年「社会調」では 2000 年代前半の HETUS などの国際動向を取り入れた改善がなされた。2000 年代後半には上述したように、2007 年初頭に HETUS データベースが開設され、2009 年初頭に 2008 年版ガイドラインが発行された¹⁰。これらの最新の動向をふまえて、今後の生活時間の統計研究あるいは 2011 年実施予定の次期「社会調」に向けて思いつくことをさいごに記しておく。

第 1 に、HETUS データベースとの連携である。水野谷 (2009) は、HETUS データベースのカスタマイズ統計表を利用して、HETUS データベースの生活行動 49 分類を、2006 年「社会調」の「調査票 B」の生活行動 22 分類 (中分類) に組み替えて、EU15 カ国と日本における共稼ぎ夫妻の平日の生活時間を比較した。これは上述した多様な変数をふくむ HETUS データベースのほんの一部分を利用した研究に過ぎないので、統計利用者はもっと多様な形で国際比較が可能である。また、2006 年「社会調」の「調査票 B」における公表統計表の中で、「社会調」小分類 85 項目を HETUS の行動分類を参考した 13 区分に組み替えた集計表が掲載されているが (Ⅱ 統計表, 【1 生活時間】, 第 3 表), より詳細な生活行動を国際比較するためには 13 区分では十分ではない。HETUS データベースの 49 分類に「調査票 B」の小分類 85 項目を組み替えることはできないだろうか。もし組み替え表を提示できれば、HETUS データベースに収録されている国々と日本との比較可能性が高まり、引いては「社会調」の国際的な利用も高まると思われる。

第 2 に、2008 年版ガイドラインの調査様式で新たに導入された「週の労働時間スケジュール」¹¹に

れを導入する準備作業として、総務省統計局は 2001 年「社会調」を使って有償および無償労働を区分した行動分類を開発し、無償労働時間の測定を試みている (総務省統計局 2006)。有償・無償労働概念を導入する背景の 1 つには国連統計部 (UNSD) が提起している活動の国際分類がある (UNSD 2003, 2005)。中山他 (2005) は、UNSD の動向をいち早く摂取し、有償・無償労働に注目した 4 大生活時間行動分類を提唱し、ESCAP 地域と日本の生活時間を比較した先駆的研究である。

⁹ <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2006/gaiyou.htm> (2010 年 1 月アクセス) を参照。4 つの表タイトルは以下の通り: 「表 1 男女, 行動の種類別総平均時間 (週全体)」、「表 2 男女, 行動の種類別総平均時間 (週全体, 有業者)」、「表 3 行動の種類別総平均時間 (週全体, 末子が 6 歳以下の夫・妻)」、「表 4 行動の種類別総平均時間 (週全体, 末子が 6 歳以下の夫・妻, 有業者)」。

¹⁰ 2009 年 9 月にドイツ・リューネブルクで開催された第 31 回国際生活時間学会 (IATUR) の Eurostat 関係者から 2008 年版ガイドラインについて説明があり、さらに、HETUS データベースに現時点で収録されているのは 2000 年前後のデータであるが、2010 年前後に生活時間を実施するヨーロッパ諸国 (second wave) が紹介された (Barrio et al. 2009)。HETUS データベースは今後ますます生活時間統計の収録国と収録年を増やしていき、それに伴って利用者も増えていくだろう。その意味では 2008 年版ガイドラインは絶えず参照される重要な資料となるだろう。

¹¹ 「週の労働時間スケジュール」の調査票は、HETUS プロジェクトの初期段階の 1996-7 年に実施された試験調査においてすでに導入されていた (Eurostat 1996)。また、Robinson et al. (2002) は、HETUS の試験調査結果やフランスの 1998-99 年生活時間調査結果を利用しながら、労働時間の測定における「週の労働時間スケジュール」調査票の有効性について検討している。さらに、

ついてである。これは、ガイドラインの付録 VI にある調査票の見本からわかるように、週＝7 日間のそれぞれの日においてどの時間帯に収入のために働いているかを調べるものである。ガイドラインによれば、労働時間の測定に役立ち、労働力調査による労働時間推計値を補うことができるとされる。この新たな導入についてガイドラインにはこれ以上詳しい説明はないが、働き方の多様化が国際的に進む中で、週＝7 日間の働き方を把握することが必要となってきたものと推測される。基本的に 1 日単位で調査される生活時間調査にとっても、調査日が週の労働時間スケジュールの中でどのような日であったのかを知ることは、分析上有益であると思われる。調査負担の問題を考えると軽々しく言うことはできないが、日本の生活時間調査においても週の労働時間スケジュールの導入を検討してみる必要があろう。

第 3 に、2008 年版ガイドラインにおける調査方法論との連携である。もちろん、2008 年版ガイドラインをそのまま「社会調」にあてはめて考えるわけにはいかないが、ガイドラインで推奨されている調査方法論と「社会調」のそれとを対比し、参考にすべき点について検討することは有益だろう。この検討は、HETUS データベースと「社会調」によって日欧の生活時間を国際比較する際の重要な情報となる。

参考文献

- Barrio, L.D, Niemi, I and Romano, M.C. (2009), “The second wave of the Harmonised European Time Use Survey (HETUS),” presented at 31st Conference of IATUR, 23-25 September 2009.
- Eurostat (1996), *Pilot Survey on Time Use 1996: Diary (Revised diary/week schedule)*.
- Eurostat (2000), *Guidelines on Harmonised European Time Use Surveys*.
- Eurostat (2003a), *Time use at different stages of life: Results from 13 European countries*.
- Eurostat (2003b), *Task Force Time Use Survey, 18-19 December 2002, Luxembourg, Draft Minutes*.
- Eurostat (2004), *How European spend their time everyday life of women and men*.
- Eurostat (2005), *Comparable Time Use Statistics: National tables from 10 European countries*.
- Eurostat (2006), *Comparable Time Use Statistics: Main results for Spain, Italy, Latvia, Lithuania and Poland*.
- Eurostat (2009), *Guidelines on Harmonised European Time Use Surveys (2008guidelines)*.
- Minnen J. and Glorieux, I. (2009), “Quality of Time Use Data: Comparing the 2-day time-use diary and the weekly Work Grid,” presented at 31st Conference of IATUR, 23-25 September 2009.
- 水野谷武志 (2005) 『雇用労働者の労働時間と生活時間：国際比較統計とジェンダーの視角から』御茶の水書房
- 水野谷武志 (2009) 「生活時間統計による国際比較研究の到達点と課題：「社会生活基本調査」と HETUS による国際比較統計を素材に」『経済志林』法政大学経済学部学会, 第 76 巻, 第 4 号, pp.81-98

Minnen and Glorieux (2009)は、「週の労働時間スケジュール」調査票を導入したベルギーの生活時間調査の結果を第 31 回 IATUR で発表した。2008 年版ガイドラインで新しく導入された「週の労働時間スケジュール」調査票は、突然出てきたものではなく、このような研究や実績の蓄積にもとづいて提案されたものと考えられる。その意味では、日本の生活時間調査においても検討に値する課題であろう。

- 中山節子・大竹美登利・伊藤セツ(2005)「タイ・カンボジア・日本の行動者平均時間のジェンダー分析
—新4大生活時間行動分類による考察—」『日本家政学会誌』Vol.56, No.12, pp.843-855
- 太田美音(2006)「さらなる利活用を目指して—平成18年度社会生活基本調査及び13年社会生活基本調査特別集計から—」『統計』(特集:平成18年度社会生活基本調査を迎えて), 7月号, pp.35-40
- Robinson, J.P., Chenu, A. and Alvarez, A.S. (2002), “Measuring the complexity of hours at work: the weekly work grid,” *Monthly Labor Review*, April, pp.44-54.
- 総務省統計局(2006)『平成13年社会生活基本調査 アンペイドワーク等に係る特別集計結果』
- UNSD (2003), *Integrating Unpaid Work into National Policies*, New York: United Nations.
- UNSD (2005), *Guide to Producing Statistics on Time Use: Measuring paid and unpaid work*, New York: United Nations.